

報道関係者各位

平成31年1月8日  
福祉保健部健康増進課  
課長 下川 和夫  
電話 055-223-1494  
FAX 055-223-1499

## 山梨県のインフルエンザの発生状況について (富士・東部保健所管内注意報レベル入り)

平成30年第52週(12月24日~12月30日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

**インフルエンザの定点あたり報告数**  
**富士・東部保健所管内:10.4人<sup>1</sup>**

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、**富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル<sup>2</sup>に入った**と考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

- 1 【富士・東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 94 人 94 人 ÷ 9 医療機関 10.4
- 2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安  
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル  
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

### 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
52 週 (12/24 ~ 12/30)	7.41	7.14	5.63	6.71	6.00	10.4
51 週 (12/17 ~ 12/23)	4.66	3.86	6.00	3.14	1.67	6.89
50 週 (12/10 ~ 12/16)	2.32	2.07	4.88	2.71	0.33	0.78
49 週 (12/3 ~ 12/9)	0.51	0.43	0.13	2.00	-	-
48 週 (11/26 ~ 12/2)	0.17	0.21	-	0.43	0.33	-

参考：昨シーズン(平成29年9月~平成30年8月)における県内初の注意報レベル入りも、富士・東部保健所管内で平成29年第51週(平成29年12月18日~12月24日)でした。

## インフルエンザの予防対策

### インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

### キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

### インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。